

# 須磨区防犯資材支援要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、須磨区内で防犯活動を実施している団体に対して、須磨区長が活動に必要な防犯資材を支給し、安全で安心なまちづくりを推進する地域団体を支援することを目的とする。

## (防犯活動)

第2条 この要綱において、防犯活動とは、空き巣の被害防止や青少年の非行防止、危険個所の安全点検等の防犯を目的として地域の巡回を行う防犯パトロール及び、地域の戸外における学童等の安全のための見守り活動をいう。

## (支援対象)

第3条 防犯資材の支給を受けることができる団体は、防犯活動を継続的に実施しており、かつ次のすべてを満たす団体とする。

- (1) 防犯活動を年間を通して複数回実施していること
- (2) 住民を主体とした構成であり、構成員の総意に基づき活動していること
- (3) 須磨区内（一部区外の須磨区小学校区含む）で、活動区域を定めていること
- (4) 活動が住民の安全安心なまちづくりに寄与するものであり、営利を目的としていないこと
- (5) 暴力団その他関係者、反社会的活動を目的とした団体その他関係者に係るものが所属していないこと

## (支援する防犯資材)

第4条 支援する防犯資材の内容は、次の通りとする。

- (1) ジャンパー
- (2) 防犯ベスト
- (3) 帽子
- (4) LED誘導灯
- (5) ホイッスル
- (6) リフレクターバンド

## (防犯資材支援の申請)

第5条 防犯資材の支援を受けようとする団体は、防犯資材支給申請書(様式第1号)に防犯活動概要書(様式第2号)を添付して、区長が指定する期間内に提出しなければならない。

## (防犯資材支援の決定)

第6条 区長は、第5条の申請内容に基づき支給内容を決定しその結果を防犯資材支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。ただし、支援する防犯資材の内容が当該年度の予算の範囲を超える場合は、区長はその範囲内で、資材内容および数の決定をして通知できる。

(防犯資材の管理等)

第7条 支援を受けた防犯資材の使用, 管理等については, その支給を受けた団体が責任を負う。

2 支援により支給された防犯資材の使用および保管について, 資材の提供を受けた団体内で防犯活動時にのみ使用し, 他団体や団体に所属しない者, 同団体内でも防犯活動を行わない者に貸与・譲渡等をしてはならない。

(実績報告)

第8条 区長は支援を受けた団体に対し, 実績の報告を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるものほか, 必要な事項は, 区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成28年12月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年2月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年10月26日より施行する。